

令和5年6月23日

令和5年6月石井町農業委員会総会議事録

石井町農業委員会

石井町農業委員会議事録

- 1 開催日時 令和5年6月23日（金）午後1時30分から午後2時30分
- 2 開催場所 石井町役場2階 大会議室
- 3 出席委員 （14人）

会長 7番 矢部 幸一

委員 1番 田幡 裕
2番 久米 基敬
3番 黒住 敬
4番 笠井 義晴
5番 吉浦 武夫
6番 山口 弘司
8番 藤井 利夫
9番 中村 恒夫
10番 吉村 忠
11番 桑内 千恵美
12番 大西 佐知子
13番 加藤 賢司
14番 井内 茂種

議事日程

第1 議事録署名委員の指名

- 第2 議案第32号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第33号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
議案第34号 非農地証明願について
議案第35号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について
報告第36号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について
報告第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出について

局長 それでは、ただいまより令和5年6月石井町農業委員会総会を開会いたします。
開会にあたりまして、矢部会長にご挨拶をお願いいたします。

(会長あいさつ)

局長 本日、委員14名全員が出席し、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。

それでは、石井町農業委員会会議規則第3条により、議長は会長が務めることになっておりますので、以降の議事進行は矢部会長にお願いいたします。

議長 これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

石井町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、議事録署名委員は、会長及び委員会において定めることになっております。

議事録署名委員は、議長の私のほうから指名させていただきますが、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

議長 それでは、議事録署名委員は6番山口委員、8番藤井委員にお願いいたします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の片岡主幹を指名いたします。

以上で日程第1を終わります。

議長 続きまして、日程第2の議事に入らせていただきます。

議案第32号、農地法第3条の規定による許可申請等について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第3条の規定による許可申請については2件です。

(議案書に基づいて内容を説明)

受付番号101及び102については、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 事務局の説明が終わりました。

それでは受付番号101について、浦庄字国実の担当であります3番黒住委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3番 議案第32号、受付番号101について説明いたします。

農地法第3条の規定による許可申請について、6月14日に吉浦委員、笠井委員と私で代理人である行政書士に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。

申請地は、浦庄字国実〇〇〇番〇、2、770㎡と〇〇〇番〇、1、054㎡及び〇〇〇番〇、1、222㎡で、全て登記地目が田、現況地目も田で有償移転となっております。

譲渡人は、〇〇〇〇氏で、譲受人は、〇〇〇〇氏です。

譲受人は、現在〇〇町で夫婦と息子で水稻を〇〇〇〇㎡、蔬菜〇〇〇〇㎡、スタチ〇〇〇〇㎡を栽培しており、農業には、家族で年間150日から200日従事しています。

この度の農地の取得で、耕作面積は〇〇〇〇㎡となります。

農機具については、トラクター〇台、トラック〇台、田植機〇台、コンバイン〇台、乾燥機〇台を所有しております。

周辺地域との関係において、栽培作物は権利移転前と基本的に同じであり。農薬等は、地域防除基準に従い使用するとのことであり、問題は起こらないとのことです。

また、農作業歴は50年と長く、十分な経歴であります。

以上のことから、許可相当と考えます。

ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号101について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号101は原案のとおり決定いたしました。

議 長 続きまして、受付番号102について、藍畑字東覚円の担当であります10番吉村委員に現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

10番 議案第32号、受付番号102について説明いたします。
6月18日に、中村委員、桑内委員と私の3名で申請地に出向き、聞き取りを行いました。
譲渡人と譲受人は、親子の関係であります。
譲受人は現在勤め人ですが、休日には必ず農作業を手伝いに来ております。
申請地は、作物が植えられ適切に管理されております。
許可後も申請地を耕作して農業を続けていくとのことであり、特に問題はないと思われまますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
発言のある方は挙手をお願いいたします。
ご質問、ご意見はございませんか。
(9番中村委員挙手)

9 番 この案件については、特別問題はないと思います。
しかし、4月から下限面積要件が撤廃され、農地を持っていなかった方でも農地
を取得できるようになりました。
農地を取得しやすくなったため、取得後に農地転用を行うことが容易になってし
まった面があります。
農地法3条申請の売買が増えてくると思われますが、申請書類が適切であれば、
事務局は受け付けざるを得ないと思います。
ただ、将来的な転用や転売を目的とした売買が出てくるおそれがあります。
農地法上は問題ないと思いますが、将来的には営農型太陽光発電を行いたいと3
条で許可を受けたものの全く耕作されていないケースもあります。
よって、農業委員会には、3条申請で許可を受けた農地の状況を確認していくル
ールが必要なのではないのでしょうか。

議 長 ご意見ありがとうございます。
このことについては、総会後にあらためて検討したいと思います。
ほかにご質問、ご意見はございませんか。
(質問、意見無し)
それではご質問、ご意見は無いようでございますので、採決をいたします。
受付番号102について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い
いたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号102は原案のとおり決定いたしました。

議 長 次に議案第33号、農地法第5条の規定による許可申請について、事務局に説明
をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。農地法第5条の規定による許可申請に対する意見につい
ては1件申請がありました。
(議案書に基づいて内容を説明)
受付番号103については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、受付番号103について、高原字池北の担当であります8番藤井委員に現地調査の結果並びに説明をお願いします。

8 番 議案第33号、受付番号103について説明いたします。

6月14日に矢部会長、加藤職務代理、山口委員、片岡主幹と私の5名で代理人である行政書士立ち会いのもと、現地にて農地法第5条の規定による許可申請の現地確認を行いました。

申請地は、雑草が繁茂しており、この状態では、たちまち周辺の農地に害虫等による被害が生ずると見込まれたため、管理上不備があると判断し、除草して状況を改善するよう代理人に要請しました。

6月22日に現地が除草されていることを事務局が確認したので、矢部会長、太田事務局長、片岡主幹と私で現地確認と聞き取り調査を行いました。

申請地は高原字池北〇〇〇番〇、登記と現況は田で申請され、面積は2,067㎡です。

譲渡人は町外に居住し、農地の管理が困難であり手放す必要があったところ、太陽光発電関連の事業者である譲受人に農地を売却するに至ったそうです。

転用計画では、整地後に防草シートを施工します。

周囲には擁壁があり、雨水は地下浸透するため近隣農地への影響はないとのことです。

周囲にフェンスを設置し、草刈りは年3回以上適宜実施します。

境界の確定、麻名用水土地改良区との協議もできております。

隣地や周辺に影響が生じた場合、譲受人が責任をもって対処する旨が明記されております。

以上、農地転用において問題はないと思われますので、審議のほど、よろしくお願ひします。

議 長 ありがとうございます。続いて農地法に基づく農地転用許可の検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号103の申請地は、昭和46年5月に農用地区域から除外された、第2種農地です。

概要につきましては、ただいま藤井委員が説明されたとおりです。

転用目的は、太陽光発電設備の設置で、譲渡人が町外に在住し耕作が困難であるため、農地を転用するものであります。

6月14日に現地確認をした時点では、生えてから数年と見なされる雑木と雑草が繁茂しておりました。

よって、病害虫の発生等で周辺農地へ著しい影響があると見込まれたため、農地

法第42条による措置命令の対象である旨を告げ、直ちに改善するよう指導しました。

6月22日に再度現地調査をおこなった時には、雑木が切り倒され、雑草も刈り払われていたことから、農地法第5条の許可後に工事を開始するまでの間は、周辺農地の営農への著しい影響はないであろうと判断しております。

周囲は、東側が道路と宅地、北側は宅地と畑、南側と西側が水路です。

申請地は擁壁等に囲われており、その内側を不陸整正後に防草シートを施工します。

雑木は伐根するため、太陽光発電設備に影響はないと見込まれます。

雨水は透水性のあるシートから地下浸透します。

境界の内側に余裕を見てフェンスを設置します。

除草については、年3回以上、適宜行うとのことです。

周辺農地等に影響はないと見込まれますが、万一影響が出た場合は譲受人が責任をもって対処することが申請書に明記されております。

預金残高証明書により事業計画に対して、十分な資金があることを確認しております。

麻名用水土地改良区の意見書も添付されております。

売電に関しては、非FITであり、グループ会社に売電します。グループ会社は経済産業省の小売電気事業を営もうとする者に登録されています。

四国電力送配電株式会社との系統連絡に係る契約も締結されております。

農地の区分、転用目的、申請内容、添付書類等については、問題がないものと考えております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。

ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問・意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので採決をいたします。

受付番号103について、許可相当という意見を県知事に送付するという事に賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号103は許可相当という意見を県知事に送付いたします。

議 長 次に議案第34号、非農地証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。非農地証明願については2件です。
（議案書に基づいて内容を説明）
受付番号104及び105については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。
それでは受付番号104について、浦庄字国実の担当であります3番黒住委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

3 番 議案第34号、受付番号104について説明いたします。
6月14日に吉浦委員、笠井委員と私で申請者代理人の行政書士に会い、聞き取り及び現地確認をいたしました。
申請地は浦庄字国実〇〇〇番〇、登記が田、227㎡、現況は宅地となっております。
なお、農地の種別は第2種農地です。
申請地は、20年以上前から母屋の隣に建てられた倉庫の敷地となっております。
麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。
以上のことから許可相当を考えられます。
ご審議のほど、よろしく申し上げます。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号104の申請地は、昭和46年の線引き以前から倉庫の敷地であり、三方を宅地に囲われた第2種農地であります。農業振興地域整備計画に定める農用地区域内の土地でないことの証明書が提出されております。
概要につきましては、ただいま黒住委員が説明されたとおりです。
撮影者が国土交通省国土地理院、撮影年月日が昭和44年5月1日、証明年月日が令和5年5月26日の一般財団法人日本地図センターの空中写真が添付されており、当時から倉庫の敷地であったことが確認できます。
現在も倉庫の敷地であることから、農地への復元は著しく困難であります。
麻名用水土地改良区の意見書が添付されております。
農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと思われまます。
以上でございます。

議 長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号104について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号104は、非農地証明書を交付いたします。

議 長 続きまして、受付番号105について、高川原字加茂野の担当であります12番大西委員に、現地調査の結果並びに説明をお願いいたします。

12番 議案第34号、受付番号105号について説明いたします。
6月14日に加藤職務代理と井内委員、私の3名で代理人である行政書士に会い、非農地証明について現地確認及び聞き取り調査を行いました。
申請地は、高川原字加茂野〇〇〇番〇、登記が田、現況は雑種地、29㎡です。
申請地は、平成6年以前は現況が水路でしたが、その後、地先の農地が店舗敷地となったことから水路として利用する必要がなくなったとのことです。
また、水路の状態では放置すると、幅員が小さい町道を通行する歩行者に危険であったことから埋め立てられ、現在にいたったとのことです。
農地への復元は、著しく困難であります。
このことは、国土地理院撮影の空中写真及び平成7年4月17日に徳島県、石井町等と協議が成立した境界確定書の写しで確認できます。
現在、この境界確定書により法務局の地図訂正を行っているとのことです。
なお、麻名用水土地改良区の受益地からは、平成7年に脱退しております。
本件は、非農地証明交付相当と思いますので、ご審議のほどよろしく願います。

議 長 ありがとうございます。非農地証明に係る検討事項について、事務局長に補足説明をお願いいたします。

局 長 受付番号105の申請地は、平成4年に農用地区域から除外され、周囲を宅地に囲われた第2種農地であります。

概要につきましては、ただいま大西委員が説明されたとおりです。

撮影者が国土交通省国土地理院、撮影年月日が平成8年4月13日、証明年月日が令和5年4月10日の一般財団法人日本地図センターの空中写真が添付されており、申請地が、当時から店舗と町道に挟まれた長狭物であったことが確認できます。

これ以前の状況は、平成7年4月17日に徳島県、石井町等と協議が成立した境界確定書の写しで確認できます。

境界確定書の添付図面によりますと、申請地は幅54cmで、町道に沿った水路でありました。

その後、水路として使用しなくなったものの、農地に復元することが困難であったことから埋め立てて現在にいたったとのこと。

現地も擁壁が残存しており、農地への復元は困難であると考えられます。

なお、平成7年に麻名用水土地改良区の受益地から脱退したことを確認しております。

農地の区分を含め、申請書類、添付書類を精査した結果、非農地証明書の交付に問題はないと思われま。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。それではこれより質疑に入ります。
ただいまの担当地区委員並びに事務局長からの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

議長 ご質問・ご意見はございませんか。
(質問、意見なし)
それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。
受付番号105について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。
(全員挙手)

議長 全員賛成でございますので、受付番号105は、非農地証明書を交付いたします。

議長 次に議案第35号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について事務局に議案の説明をお願いします。

事務局 議案書をご覧ください。相続税の納税猶予に関する適格者証明願については1件です。
受付番号106については、以上です。

議 長 事務局の説明が終わりました。

それでは、106について、石井東の担当委員であります1番田幡委員に現地調査の結果並びに説明を一括してお願いします。

1 番 議案第35号、受付番号106、相続税の納税猶予に関する適格者証明について説明いたします。

6月12日に久米委員と私で、申請者立会いのもと現地確認及び聞き取りを行ってまいりました。

申請者は、母親から市街化区域内の農地を相続するにあたり、納税猶予を申請します。

申請地の所在、地目は議案書のとおりで、申請人自身が営農しており、水稻栽培及び農業ハウス内で野菜等の作付けが行われていることを確認しています。

また、今後の維持管理においては、施設園芸等で農業を継続していくとのことであり、適格者証明について問題はないと考えます。

ご審議のほど、よろしくお願いします。

議 長 ありがとうございます。

それではこれより質疑に入ります。

議 長 ご質問・ご意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、ご質問・ご意見はないようでございますので、採決をいたします。

受付番号106について、原案どおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議 長 全員賛成でございますので、受付番号106は、適格者として証明書を交付いたします。

議 長 次に報告事項に入ります。事務局に報告事項の説明をお願いいたします。

事務局 議案書をご覧ください。

報告第36号 農地法第4条第1項第8号の規定による届出については、1件受理しました。

報告第37号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出については、1件受理しました。

報告事項の説明については以上です。

議 長 ただいまの事務局からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。
(発言なし)

議 長 よろしいですか。特に発言がないようでございますので、以上で報告事項を終わります。

議 長 それでは、以上で本日の議案審議ならびに報告事項はすべて終了いたしました。これをもって、令和5年6月石井町農業委員会総会を閉会いたしたいと思っております。慎重審議ありがとうございました。